

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 27 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた
接種体制の準備について（その 2）

5 歳以上 11 歳以下の者（以下「小児」という。）への新型コロナワクチン接種については、「5 歳以上 11 歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」（令和 3 年 11 月 16 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「11 月事務連絡」という。）において接種体制の準備を進めていただいています。令和 4 年 1 月 21 日に、5～11 歳用ファイザー社ワクチン（以下「小児用ワクチン」という。）について薬事上の承認がされ、同月 26 日に開催された第 29 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、小児に対する新型コロナワクチン接種について議論され、特例臨時接種として接種を実施する方向性について了承されました。小児用ワクチンは令和 4 年 2 月から輸入される予定であることから、今後、2 月上中旬開催予定の分科会において、小児に対する新型コロナワクチンの接種を特例臨時接種として位置づけることを諮問した上で、必要な省令改正等を経て、小児への接種が開始される見込みです。

このため、小児に対する新型コロナワクチン接種が特例臨時接種として位置づけられた場合に速やかに接種を開始することができるよう、その準備に当たって留意すべき事項について、下記のとおりお知らせします。各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、11 月事務連絡及び本事務連絡に基づいて、小児への接種体制について準備を進めていただくとともに、関係機関への周知をお願いいたします。なお、小児用ワクチンの配分については、別途お知らせします。

記

1. 接種会場の確保等について

市町村は、小児に対する新型コロナワクチン接種を、小児用ワクチンの配送が済み次第、基本的に令和4年3月から開始できるよう、11月事務連絡及び自治体説明会でお知らせしている内容も参照し、引き続き接種会場の確保に取り組むこと。また、人口規模が小さい等の理由により、接種会場の確保が困難である市町村の参考となるよう、厚生労働省が一部市町村の取組例（別添）を取りまとめたことから、必要に応じて活用すること。

都道府県は、市町村における小児への接種体制の構築状況を把握するとともに、医療関係者（地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院、大学など）と協力・連携しながら、医師等の専門職の派遣調整や、副反応への対応などを行い、市町村の取組を支援すること。

2. 接種券について

市町村は、小児に対する新型コロナワクチン接種を、小児用ワクチンの配送が済み次第、基本的に令和4年3月から開始できるよう、予約に要する期間も十分に考慮した上で、早期に接種券を配送すること。早急に準備を進める観点から、今後の省令改正等に先行して印刷等を行う方法も考えられる。なお、小児に対する新型コロナワクチン接種に用いる接種券及び予診票については、12歳以上の者について用いる接種券及び予診票と同じ様式を用いること。

これまでもお知らせしているとおり、小児用ワクチンは12歳以上の者に用いるファイザー社ワクチンと別製剤であり用法・用量等が異なる。このため、本人及び保護者の混乱を避ける観点から、1回目接種の時点で11歳の者については、可能な限り12歳に到達する前に2回目接種を完了するよう、余裕を持って接種券等を送付することが望ましい。

3. 今後の情報提供について

これまでに得られたエビデンス等をわかりやすくまとめた小児及び保護者向けの情報提供資材を厚生労働省において作成中であり、今後、小児への新型コロナワクチン接種が特例臨時接種として位置付けられることとなったときには、遅滞なく各都道府県及び市町村にお知らせする予定である。厚生労働省から当

該情報提供資材をお知らせした後、各都道府県及び市町村においては、これを活用し、住民等への情報提供を行っていただくとともに、関係機関等に周知いただきたい。

以上